

令和7年度

東京都北区交通安全計画実績報告書

東京都北区交通安全協議会

目 次

I 総論

第1章	東京都北区交通安全計画実績報告書の考え方	
1	実績報告書作成の趣旨	1
2	令和7年の交通事故発生などの状況	1
3	「東京都北区交通安全計画」の目標	2
第2章	東京都北区交通安全計画（令和3年度～令和7年度）における 重点課題及び施策の方向性	
1	重点課題「高齢者及び子どもの交通安全の確保」	3
2	重点課題「自転車の安全利用の推進」	3
3	重点課題「二輪車の安全対策の推進」	3
4	重点課題「飲酒運転の根絶」	3
5	先端技術の活用	3
6	「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進	4

II 道路交通の安全（分野別施策）

第1章	道路交通環境の整備	
1	安全安心な生活道路の構築	6
2	道路における交通安全対策の推進	6
3	自転車利用環境の総合的整備	6
第2章	交通安全意識の啓発	
1	段階的・体系的な交通安全教育の推進	9
2	地域における交通安全意識の高揚	12
3	交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	14
第3章	道路交通秩序の維持	
1	駐車秩序の確立	17
第4章	救助・救急体制の整備と被害者の支援	
1	救助・救急体制の充実	20
2	被害者の支援	21

<付属資料>

北区における推進体制	23
民間における推進体制	25
○交通安全対策基本法（抜粋）	26
○条例・宣言一覧	26
○交通事故の状況	
1 全国の交通事故	27
2 都内の交通事故	27
3 北区内の交通事故	28
○北区内の交通死亡事故発生状況	31

I 総論

第1章 東京都北区交通安全計画実績報告書の考え方

1 実績報告書作成の趣旨

東京都北区交通安全計画（令和3年度～7年度）では、人命尊重の理念に立って、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全で安心な北区を実現していくために、区および関係行政機関が取り組むべき施策を規定しています。

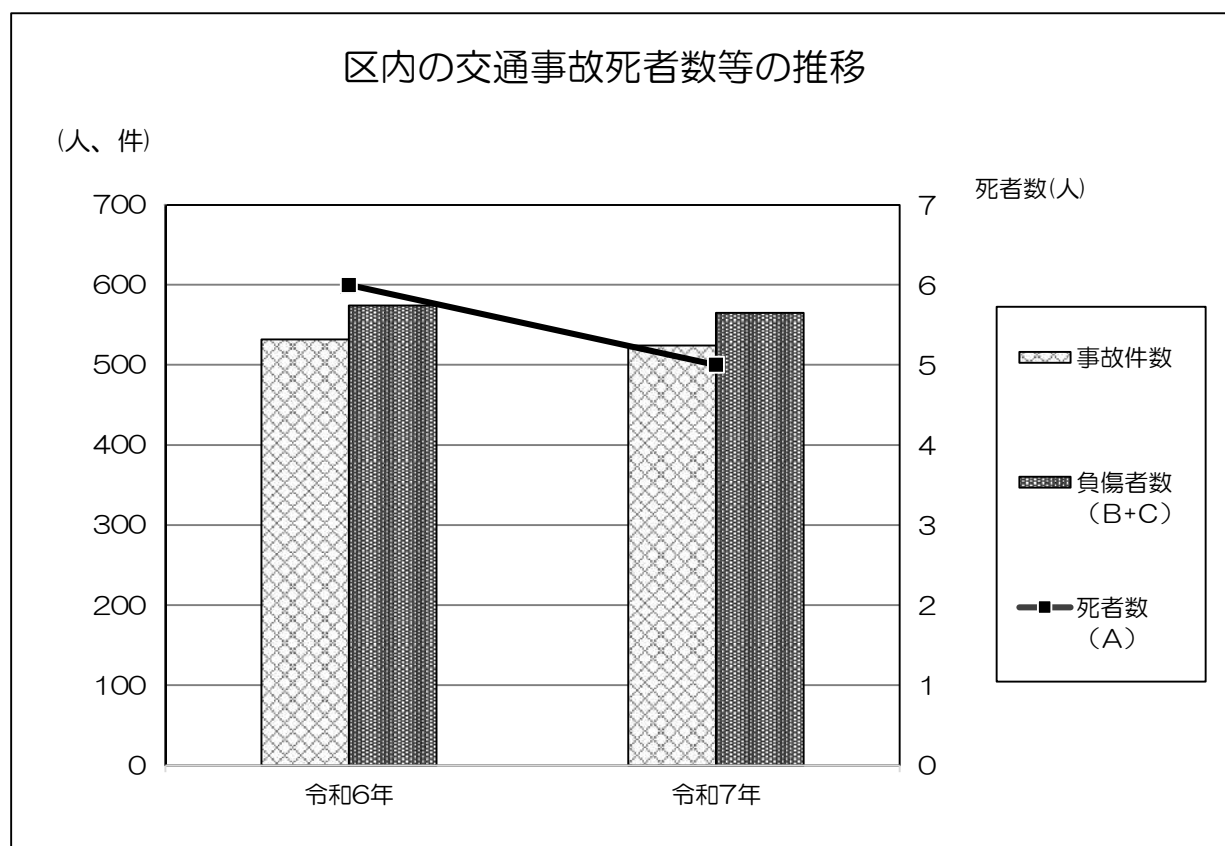
この実績報告書は、区および関係行政機関が上記計画に基づき各年度に実施した具体的な施策やその成果・実績をまとめることで、翌年度以降の事業推進に資することを目的にまとめています。

2 令和7年の交通事故発生などの状況

交通事故発生件数及び死傷者数

区 分	事故件数	死者数 (A) ※	負傷者数 (B+C)	重傷者数 (B)	軽傷者数 (C)	死傷者数 (A+B+C)
令和6年	532	6	574	58	516	580
令和7年	524	5	565	81	484	570
増減	-8	-1	-9	23	-32	-10

※死者数は、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数



3 「東京都北区交通安全計画」の目標

「東京都北区交通安全計画（令和3年度～7年度）」の目標

人命尊重の理念に立って、各機関が連携、協力して各種施策を着実に推進していくとともに、区民の交通安全に関する自助、共助の取組を支援することにより交通事故がより減少するよう努めます。

交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指します。当面は前回の交通安全計画の目標達成に向けて、令和7年まで年間の道路交通事故死者数を前年以下にするとともに、負傷者数は更なる減少を目指します。

第2章 東京都北区交通安全計画（令和3年度～令和7年度）における重点課題及び施策の方向性

1 重点課題「高齢者及び子どもの交通安全の確保」

区内高齢者の交通事故死者の多くが歩行中または、自転車乗用中によるものです。

このような歩行者及び自転車利用者としての高齢者を交通事故から守るため、歩行者や自転車の通行空間などの道路交通環境を整備するとともに、反射材用品の活用による薄暮時及び夜間の交通安全対策、参加・体験・実践型の交通安全教育、広報啓発活動を推進します。

また、子どもの交通事故が発生する状態は、歩行中や自転車乗車中が多くを占めており、歩行中の飛出しや自転車の安全不確認、一時不停止など子どもの違反による事故も発生しています。そのため、交通ルールを理解・定着させるための交通安全教育を充実させるとともに、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動することが出来る判断力の育成を行うために、関係機関が連携を強化し、参加・体験型の交通安全教室の充実を図ります。

2 重点課題「自転車の安全利用の推進」

自転車は、環境にやさしく身近で便利な移動手段として多くの人々が利用していますが、自転車利用のマナーやルール遵守については、問題点が指摘されています。また、自転車乗用中の交通事故についても、死傷者数が高水準で推移するなどの状況にあります。

さらに、自転車が歩行者に激突して死傷させるなど、自転車が加害者になるケースや、その補償問題も近年クローズアップされてきています。

こうした諸課題を踏まえ、都においては「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年7月1日施行）が制定されました。

自転車利用のマナー向上やルール遵守の徹底のための交通安全教育などの充実、駅周辺の放置自転車対策の推進、自転車の安全確保のためのキャンペーンなどの取組を進めるとともに、自転車の安全利用の総合的な検討に努めます。

3 重点課題「二輪車の安全対策の推進」

区内における二輪車乗車中（原動機付き自転車を含む）の交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にありますが、二輪車事故を防止するために、交通安全施設の整備や運転者教育の充実を図るとともに、指導取締りの強化などに努めます。

4 重点課題「飲酒運転の根絶」

飲酒運転は、飲酒後にそのアルコールの影響がある状態で自動車などを運転するという犯罪行為です。一般的な交通違反・交通事故とは異なり、その悪質性は極めて高いものと言えます。

アルコールは人の認知判断能力を低下させるため、悲惨な重大事故を招くことが多く、不断の啓発活動などを推進していくことが必要です。

5 先端技術の活用

近年の交通事故の発生状況やその要因を踏まえつつ、事故が起きにくい環境を作っていくことが重要であり、交通安全に資する先端技術の普及活用を促進していく必要があります。

既に交通事故発生を予防する技術（定速走行、車間距離制御装置）や事故の被害を軽減する技術（エアバッグ、現場急行支援システム）などが先端技術として車両に

第2章 重点課題及び施策の方向性

搭載されている例もあります。利用者にそれぞれの技術を理解してもらうため、あらゆる機会を通じデモンストレーションや体験教室を行い、先端技術が事故回避に有効に活用されるよう普及を促進していきます。

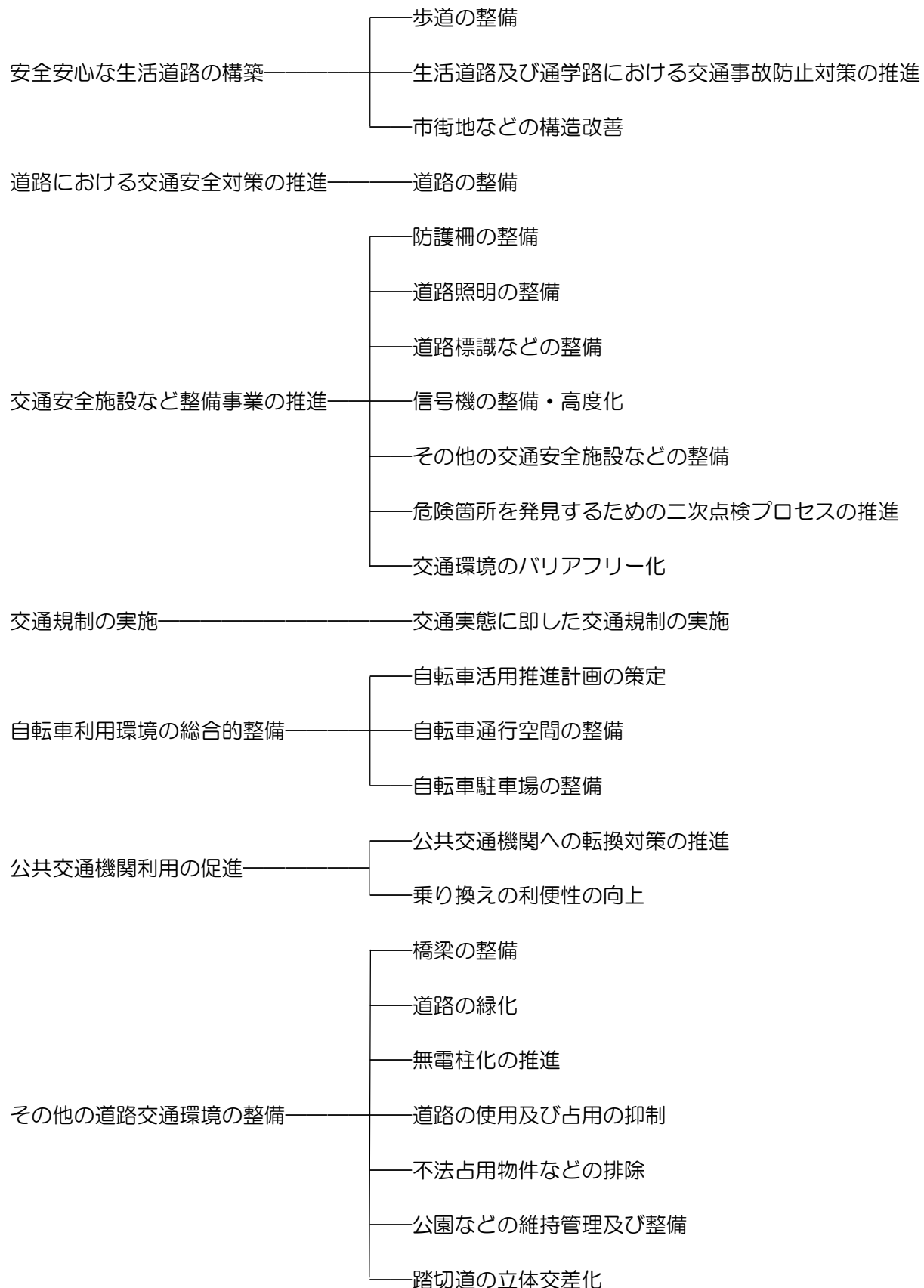
6 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、都民のライフスタイルや交通行動への影響が認められています。これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視するとともに、必要な対策に臨機応変に着手します。交通安全対策に当たっては、従前の取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

Ⅱ 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

〔施策の体系〕



第1章 道路交通環境の整備

1 安全安心な生活道路の構築

●生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進

通学路における交通安全点検などの推進（警察署・学校支援課・交通事業担当課）

児童の新入学時期や、春の全国交通安全運動などの機会をとらえて、学校関係者及びPTA、教育委員会、警察署、道路管理者などが協力し、通学路の安全点検を実施し、各種交通安全施設対策及び交通規制・交通管制対策を行います。

令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績
16校	12校	12校

2 道路における交通安全対策の推進

●道路の整備

- ・国道の整備（国土交通省東京国道事務所）

安全で円滑な都市交通環境を確保するため、沿線環境に配慮しながら幹線道路の維持管理に努めます。

区内の国道（国土交通省管理）の現況	国道17号
延長 [m]	692
面積 [㎡]	15,845

※ 令和7年度東京都道路現況調書による

- ・都道の整備（東京都第六建設事務所）

第六建設事務所では、所管する都市計画道路整備事業、交通安全施設事業、道路維持補修事業、無電柱化事業などを実施し、円滑で、安全、快適な道路の実現に努めています。

区内の東京都管理道路の現況	国道122号	都道
延長 [m]	6,311	25,748
面積 [㎡]	193,017	554,602

※ 令和7年度東京都道路現況調書による

- ・区道の整備（土木政策課・土木管理課）

交通機能の向上と歩行者の安全を図るため、区道の新設・拡幅などの事業を実施し、円滑で快適な道路の実現に努めています。（令和8年3月31日現在）

路線数	1,733
総延長 [m]	347,954
総面積 [㎡]	2,280,909

3 自転車利用環境の総合的整備

●自転車通行空間の整備（交通事業担当課・警察署）

誰もが安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車通行空間の整備を推進します。

自転車交通の整序化を図るため、幹線道路や駅周辺などの自転車交通が多い道路を対象に、自転車ナビマークやナビラインの設置などにより、自転車ネットワーク路線整備を視野に入れた地区若しくはエリアの自転車通行環境整備を推進します。

計画延長	進捗状況（令和7年度末）
56.8 km	15.4 km（27%）

●自転車駐車場の整備（土木管理課）

○ 有料自転車駐車場

（令和8年3月31日現在）

駅	名 称	所 在 地	収容可能台数			施設面積 (㎡)
			自転車	原付	計	
浮間舟渡	浮間四丁目自転車駐車場	浮間 4-30-8	454	6	460	540
北 赤 羽	浮間三丁目自転車駐車場	浮間 3-1-47	538	10	573	589
	赤羽北二丁目自転車駐車場	赤羽北 2-1-10	423	17	440	551
	北赤羽駅赤羽口自転車駐車場	赤羽北 2-32-2	283	—	283	327
	赤羽駅西口自転車駐車場	赤羽西 1-7-1	660	8	668	1,047
赤 羽	赤羽駅西口駅前自転車駐車場	赤羽西 1-5 先外	79	0	79	75
	赤羽駅西口北自転車駐車場	赤羽 1-67-18	170	110	280	780
	赤羽駅南口第一自転車駐車場	赤羽 1-1-28	950	60	1,010	1,435
	赤羽駅南口第二自転車駐車場	赤羽 1-1-20	1,450	70	1,520	1,421
	赤羽駅南口第三自転車駐車場	赤羽南 2-9-43 先外	51	—	51	42
	赤羽東本通り自転車駐車場	赤羽 1-7 先外	253	—	253	414
	赤羽駅東口自転車駐車場	赤羽 1-1 先外	267	—	267	298
	十条駅西口自転車駐車場	上十条 2-27 先	1,156	44	1,200	2,686
十 条	十条駅東口自転車駐車場	上十条 1-14 先	29	—	29	89
	板橋 北谷端公園脇自転車駐車場	滝野川 7-14 先	160	—	160	165
東 十 条	東十条駅北口自転車駐車場	東十条 4-1 先	42	—	42	50
	東十条駅北口第二自転車駐車場	東十条 3-18-30	118	—	118	140
	東十条駅南口自転車駐車場	東十条 3-18-43	1,470	100	1,570	1,877
	王子駅北口自転車駐車場	王子 1-11-1 先	630	20	650	642
王 子	王子駅南口自転車駐車場	王子 1-3-40 先外	1,596	44	1,640	1,362
	栄町自転車駐車場	栄町 40-4 先	332	—	332	758
	音無親水公園自転車駐車場	王子本町 1-1-1 先	123	—	123	122
	王子駅明治通り自転車駐車場	王子 1-6 先外	75	—	75	205
尾 久	尾久駅前自転車駐車場	昭和町 2-1-31	565	—	565	652
田 端	新田端大橋北自転車駐車場	東田端 2-20-45	703	80	785	705
	新田端大橋南自転車駐車場	東田端 1-17-21	675	—	675	440
	新田端大橋中央自転車駐車場	東田端 2-20-52	1,003	—	1,003	1,309
	田端駅前自転車駐車場	田端 6-1-3	598	—	598	589
王子神谷	王子神谷駅前自転車駐車場	王子 5-20-3-B101	160	—	160	179
	王子神谷駅北自転車駐車場	王子 5-29-4	994	45	1,039	1,572
西 巢 鴨	滝野川三丁目自転車駐車場	滝野川 3-11-2	330	—	371	545
西ヶ原	西ヶ原駅前自転車駐車場	西ヶ原 2-3-1-34	149	—	149	266
上 中 里	上中里駅前自転車駐車場	上中里 1-37-13 先	31	—	31	35
合 計（33箇所）			16,517	614	17,199	21,907

○ 指定自転車置場

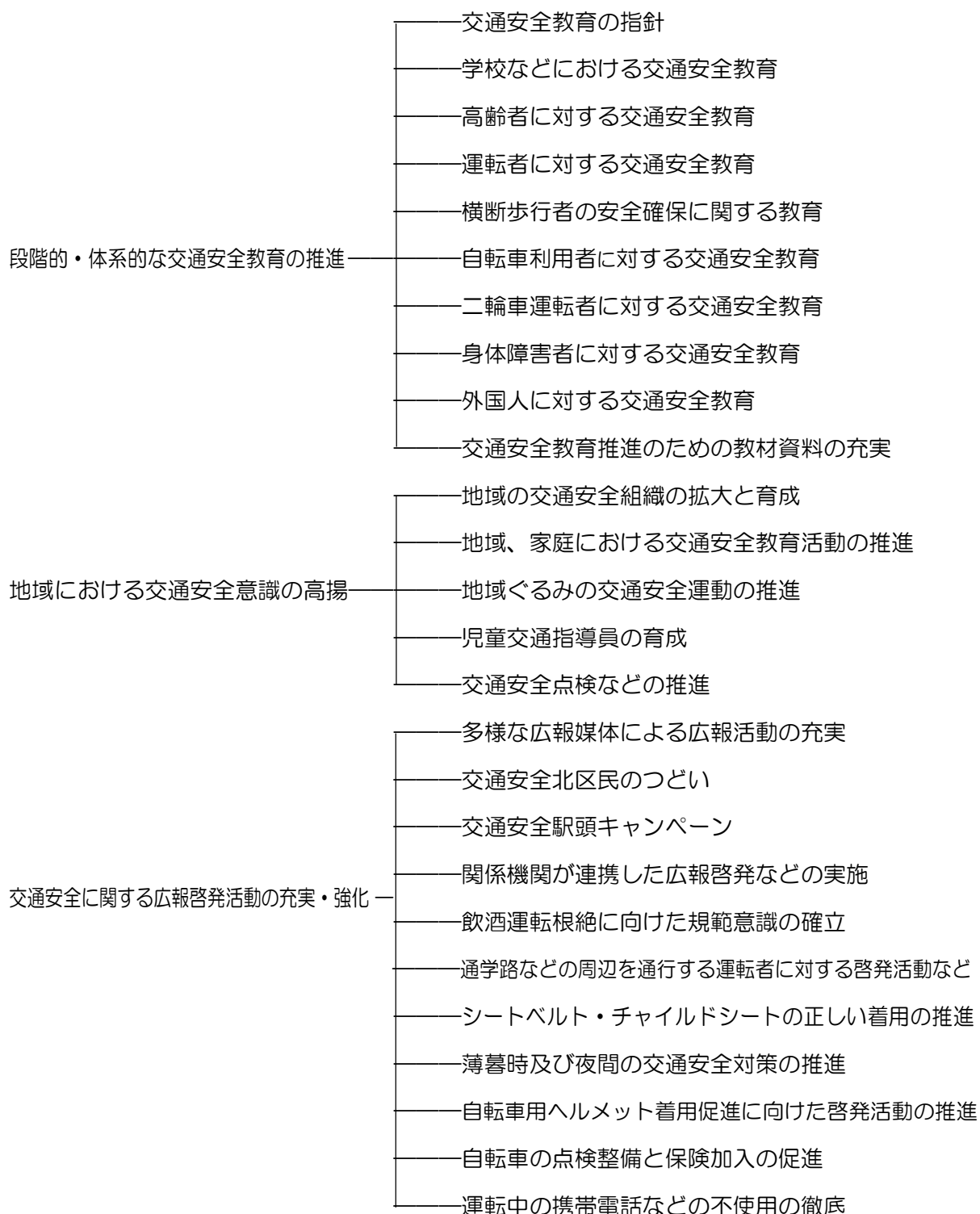
（令和8年3月31日現在）

駅	名 称	所 在 地	収容可能台数	施設面積 (㎡)
赤 羽	赤羽駅西側指定自転車置場	赤羽台 1-2 先外	450	625
	赤羽公園脇指定自転車置場	赤羽南 1-14 先	200	487
	赤羽駅南側指定自転車置場	赤羽南 1-20 先	130	164
十 条	十条駅北指定自転車置場	十条仲原 1-1-5	900	1,080
	十条駅南指定自転車置場	上十条 1-14-8	180	260
板 橋	北谷端公園脇指定自転車置場	滝野川 7-14 先	120	118
上 中 里	上中里駅前指定自転車置場	上中里 2-44-2 外	140	159
駒 込	駒込駅前指定自転車置場	中里 1-7 先、2-1 先	700	309
赤羽岩淵	赤羽岩淵駅周辺指定自転車置場	岩淵町 36 先、赤羽 1-52-10 先	160	59
志 茂	志茂駅周辺指定自転車置場	志茂 1-2-45・3-26 先	160	129
合 計（10箇所）			3,140	3,390

第2章 交通安全意識の啓発

第2章 交通安全意識の啓発

〔施策の体系〕



1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

●学校などにおける交通安全教育

ア 幼稚園及びこども園（警察署・教育指導課）

交通安全のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら、園外保育などにおける実践活動を通して、交通安全のきまりや道路における通行方法を理解させ、具体的な体験を通して安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
交通安全教室	8回 355人	10回 440人	警察署

イ 保育園（警察署・保育課）

警察署との連携を通じて計画的に交通安全教育を行うとともに、日常の園外散歩時などに際して、実践的にきまりを理解させ、交通ルールを実践する意識を育てます。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
交通安全教室	19回 862人	20回 870人	警察署

ウ 小学校及び義務教育学校（前期課程）（警察署・教育指導課）

安全な道路の歩行と横断、交通ルールの理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図っていきます。

また、新入学児童・保護者向け交通安全小冊子「よいこのこうつうあんぜん」を作成、配布し、通学時などにおける交通安全への習慣付けを図ります。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
交通安全教室	57回 5,763人	56回 6,000人	警察署

エ 中学校及び義務教育学校（後期課程）（警察署・教育指導課）

小学校及び義務教育学校（前期課程）での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置などに関する基本的事項の理解を深めるために、警察署と連携し、参加・体験的な活動を取り入れた交通安全教育の充実を図っていきます。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
交通安全教室	4回 695人	4回 680人	警察署

オ 高等学校（警察署）

高等学校では、小学校、中学校及び義務教育学校での既習事項を確実にし、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車などの安全な利用に関する事項を、生徒や地域の実情に応じて計画的、組織的に取り上げ、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
交通安全教室	6回 670人	9回 880人	警察署

第2章 交通安全意識の啓発

●高齢者に対する交通安全教育（交通安全協会・警察署）

高齢者・家族向け交通安全小冊子「安全毎日」を作成・配布し、交通事故発生が多い高齢者の歩行中、自転車乗用時における交通安全意識の普及啓発を行います。

区 分	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
高齢者交通安全教育等	63回	2,094人	60回	2,350人	警察署

●運転者に対する交通安全教育（警察署・総務課・清掃事務所）

地域、職域などにおける運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

区 分	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
北区職員安全運転講習会	1回	27人	1回	28人	総務課・警察署
北区清掃職員交通安全講習会 （※全職員が対象）	3回	85人	3回	85人	清掃事務所

●自転車利用者に対する交通安全教育（交通事業担当課・警察署）

ア 自転車安全教室

a 自転車安全教室の実施

特に小学生に対して、自転車の安全利用と点検整備、自転車利用のマナー向上に向けて、自転車交通安全教室を行っていきます。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
自転車安全教室	20回 1,396人	28回 1,950人	警察署

b 自転車安全運転免許証制度の推進

自転車の安全利用の実技及び筆記試験を実施して、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用、マナー向上に努めます。

令和7年度実績			令和8年度予定			実施機関
学校数	受講者数	発行数	学校数	受講者数	発行数	
10校	628人	489枚	12校	800人	750枚	交通事業担当課 警察署

イ 自転車交通安全教室の実施

a 自転車関係組織の拡大と活動の促進を図り、自転車安全教室、子ども自転車大会、自転車街頭点検整備、自転車安全利用指導啓発隊（B E E M S（ビームス））による活動などを通じて、自転車の安全な利用を促進し、自転車事故の防止を図ります。

b 交通ボランティア、地域住民及び自転車安全利用PRサポーターである東京交通少年団BAGS（バッグス）などと連携し、自転車のルール・マナーの向上や自転車安全利用条例の周知に向けた広報啓発活動を推進します。

区 分	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
自転車利用者マナー向上 街頭指導（自転車点検含む）	51回	1,184人	60回	1,300人	警察署

ウ スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室

中学生を対象に目の前でスタントマンが交通事故を再現し、それによって交通事故の衝撃や怖さを実感させることで、ルールやマナーの必要性について考えてもらうことを目的として、「スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室」を実施し、交通安全の意識向上を図ります。

区 分	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
自転車交通安全体験教室	4 回	1,309 人	4 回	1,500 人	交通事業担当課 警察署

●二輪車運転者に対する交通安全教育（警察署）

二輪車交通事故の態様については、単独事故が多発していることから、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室を実施し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

区 分	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
二輪車実技教室	25 回	745 人	28 回	850 人	警察署

●交通安全教育推進のための教材資料の充実（交通事業担当課）

ア 交通安全教育用 DVD の貸出

交通安全教育用DVDを、保育園・幼稚園・学校・民間団体などに貸し出しして、交通安全教育の充実を図ります。

貸出状況 (令和7年度)	幼稚園 保育園	小学校 中学校 義務教育学校	町会・自治会 高齢者クラブ	民間企業など	警察署	その他	合計
	27 本	0 本	0 本	1 本	16 本	0 本	44 本

イ ランドセルカバーの配布

小学校及び義務教育学校に入学する新1年生に対し、交通安全意識を養い、車両運転手からの視認性の効果を高め、交通事故防止を目的として、ランドセルカバーを配布します。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
新入学児童記念品	2,807 枚	2,800 枚	交通事業担当課

2 地域における交通安全意識の高揚

●地域、家庭における交通安全教育活動の推進（警察署・交通安全協会）

ア 地域

町会・自治会などを単位とした各種講習会を実施するほか、交通安全協会など交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。また、高齢者部会など各部会の活性化を図り、警察署、区、町会、事業所などと連携し、地域事情に対応した交通安全教育、交通安全活動の推進に努めます。

a 子ども（警察署）

（ア）東京交通少年団BAGS（バッグス）への加入を促進し、組織拡大を図るとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団体活動を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。

（イ）小学校及び義務教育学校などと連携を図り、通学路などにおける交通安全対策を推進します。

区 分	滝野川警察署	王子警察署	赤羽警察署	合 計
少年団団員数	57 人	68 人	35 人	160 人

活動内容	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
交通安全広報活動・交通整理等	26 回	626 人	30 回	670 人	警察署

b 高齢者（警察署）

（ウ）警察職員や高齢者交通指導員などのボランティアが、高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点などにおける高齢歩行者の保護誘導活動や高齢の自転車利用者に対する指導啓発活動を推進します。

区 分	令和7年度実績		令和8年度予定		実施機関
高齢者宅戸別訪問	35 回	77 人	42 回	107 人	警察署
交差点等保護誘導活動	59 回	227 人	58 回	290 人	

c 女性（警察署）

交通安全協会女性部などの拡充促進と積極的な活動の支援により、子どもに対する交通安全意識の高揚を図ります。

区 分	滝野川警察署	王子警察署	赤羽警察署	合 計
女性部員数	37 人	12 人	5 人	54 人

●地域ぐるみの交通安全運動の推進（警察署・交通事業担当課・交通安全協会）

毎月18日を北区の『自転車安全日』と定め、区内主要駅周辺で町会・自治会、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員、警察署と区が協働して自転車の安全利用について啓発活動を実施して安全思想の普及浸透に努めます。

また、「東京都交通安全日」に指定された毎月10日に、管内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
自転車安全日啓発活動	30 回	30 回	警察署・交通事業担当課

●児童交通指導員の育成（シルバー人材センター）

登下校時における児童・生徒の擁護指導をする「児童交通指導員」の育成を図るため、研修を実施します。

（令和7年度）

名 称	会 場	内 容	参加人数
児童交通指導員研修	赤羽会館	児童の保護誘導 について	280 名

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

●多様な広報媒体による広報活動の充実

ア 北区ニュース（交通事業担当課・警察署）

発行年月日	内容
令和7年3月20日	春の全国交通安全運動
令和7年9月10日	秋の全国交通安全運動

イ ポスター類（交通事業担当課）

内容	令和7年度実績	令和8年度予定
・全国交通安全運動（春・秋） ・TOKYO 交通安全キャンペーン	4,226 部	4,200 部

ウ SNS（交通事業担当課）

媒体	内容	令和7年度実績	令和8年度予定
X（旧 Twitter）	・全国交通安全運動（春・秋） ・TOKYO 交通安全キャンペーン	計3回発信	計6回発信
Facebook			
LINE & メルマガ			
Yahoo! ぐらし			

●交通安全北区民のつどい（警察署・交通事業担当課）

区民の高齢者を主な対象者として、交通安全教室や催し物を行い、交通安全意識の向上を図っています。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定
実 施 日	9月5日（金）	9月4日（金）
会 場	北とぴあ さくらホール	北とぴあ さくらホール
参加者数	約 1,000 人	約 1,300 人

●交通安全駅頭キャンペーン（警察署）

高齢者に対しては事故にまきこまれないように、自転車・自動二輪車の利用者に対しては交通ルールの厳守・交通マナーの向上を訴えるために駅頭キャンペーンを実施しています。

令和7年度実績	赤羽駅	王子駅	田端駅	尾久駅	板橋駅	十条駅
回 数	25 回	25 回	3 回	2 回	6 回	15 回
管轄警察	赤 羽	王 子	滝野川	滝野川	滝野川	王 子

●シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進（警察署・交通安全協会）

各種講習会や街頭キャンペーンなどの機会を利用し、後部座席を含むシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の広報啓発を推進します。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
シートベルト体験車体験	0 回	2 回 90 人	警察署

●薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進（警察署・交通事業担当課）

薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）や夜間における歩行者や自転車の交通事故を防止するため、シール式反射材用品やスポークリフレクターなど反射材用品の活用、外出時の目立つ色の服装習慣について、広報啓発活動を強化します。

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定	実施機関
反射材等配布活動	78回 (従事者 694 人)	90回 (従事者 798 人)	警察署 交通事業担当課

●自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進（警察署・交通事業担当課）

令和5年4月1日から自転車用ヘルメット着用は努力義務となり、その促進を図るため、令和5年8月1日からヘルメットの購入に対する補助を実施するとともに、購入者に対する交通安全グッズ配布、ヘルメットの実物展示、チラシなどを活用した広報啓発活動を行い、社会全体におけるヘルメット着用を推進しています。

区 分	令和6年度実績	令和7年度実績
自転車用ヘルメット 購入費用補助事業	3,135 件	2,162 件

※自転車用ヘルメット購入費用補助事業は令和7年9月末をもって終了いたしました

●自転車の点検整備と保険加入の促進（交通事業担当課）

北区自転車活用推進計画に基づき、自転車の点検整備及び損害賠償保険加入を促進するため、TS マーク取得に対する補助を令和6年度から実施しています。

※TS マークとは

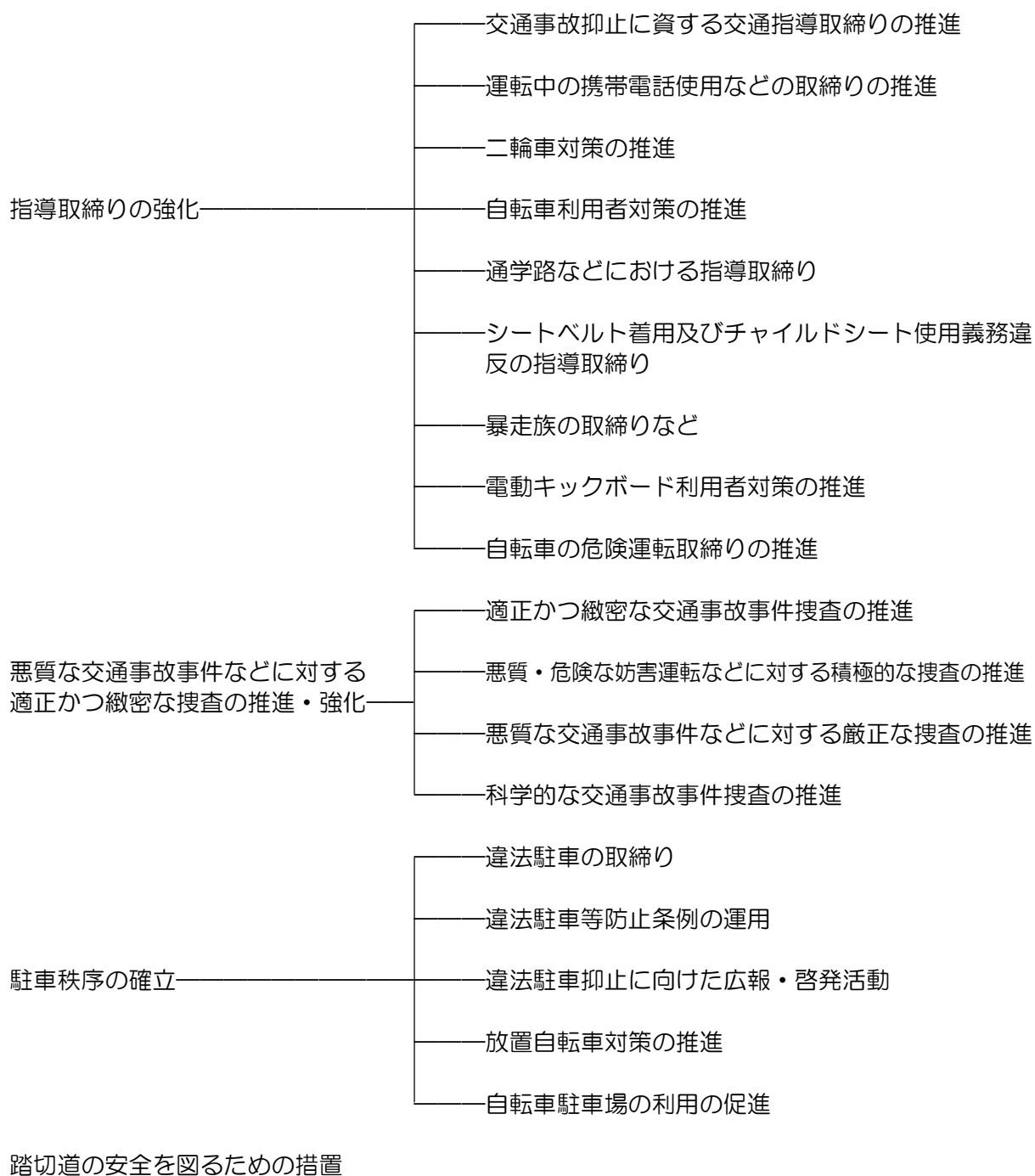
利用者を限定せず点検整備を受けた自転車に付帯する1年間の保険で、補償内容が3種類（緑・赤・青）あり、店舗ごとに取り扱いは1種類

区 分	令和7年度実績	令和8年度予定
自転車点検整備費用補助金	1,818 件	2,000 件

第3章 道路交通秩序の維持

第3章 道路交通秩序の維持

〔施策の体系〕



1 駐車秩序の確立

●違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動（警察署・交通事業担当課）

ア 合同パトロール

区、警察署、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会及びその他の地域関係者との連絡調整を行うために設置している「違法駐車等防止連絡会」と合同で毎月1回以上、重点地域において合同で広報・啓発などの活動を実施します。

イ 交通指導員の活動

交通指導員により、日常的な広報・啓発などの活動を実施します。

実施方法

- ①パンフレット、チラシなどの配布
- ②口頭による呼びかけ
- ③注意喚起ステッカーの前部窓ガラス・ワイパー間への挟み込みなど
- ④時間貸し駐車場に関する情報の提供
- ⑤その他必要と認められる方法

令和7年度実績

違法駐車等防止連絡会の活動 (合同パトロール)	交通指導員の活動 (通常パトロール)	違法車両に対する啓発
35 回	91 回	376 件

●放置自転車対策の推進（土木管理課）

駅周辺の放置自転車問題は、交通安全対策の面と合わせて、都市が抱える環境問題としての面も有しています。

この放置自転車に対して、昭和58年12月制定の「東京都北区自転車の放置防止に関する条例」及び昭和61年3月制定の「東京都北区自転車等駐車場条例」に基づき、駅周辺の生活環境を確保し、通行の障害を除去することにより、街の美観を維持して安全で快適な区民生活の実現を図ります。

また、放置自転車の問題を区民に周知するため警察署などの関係機関と協力し、駅周辺放置自転車クリーンキャンペーンを年3回実施します。

・ 放置自転車の移送・返還及び処分台数

(令和7年度)

移送台数		8,296	処分台数		2,423
区域別	整理区域外	474	内訳	廃棄	98
	整理区域内	7,822		売却※	2,325

(整理区域内 駅別台数)

浮間舟渡	133	北 赤 羽	263	赤 羽	3,708	十 条	268
板 橋	270	東 十 条	301	王 子	2,082	上 中 里	49
田 端	193	駒 込	204	尾 久	93	赤羽岩淵	104
志 茂	56	王子神谷	95	西 ケ 原	2	西 巢 鴨	1

※ 売却処分は、平成19年8月から実施

第3章 道路交通秩序の維持

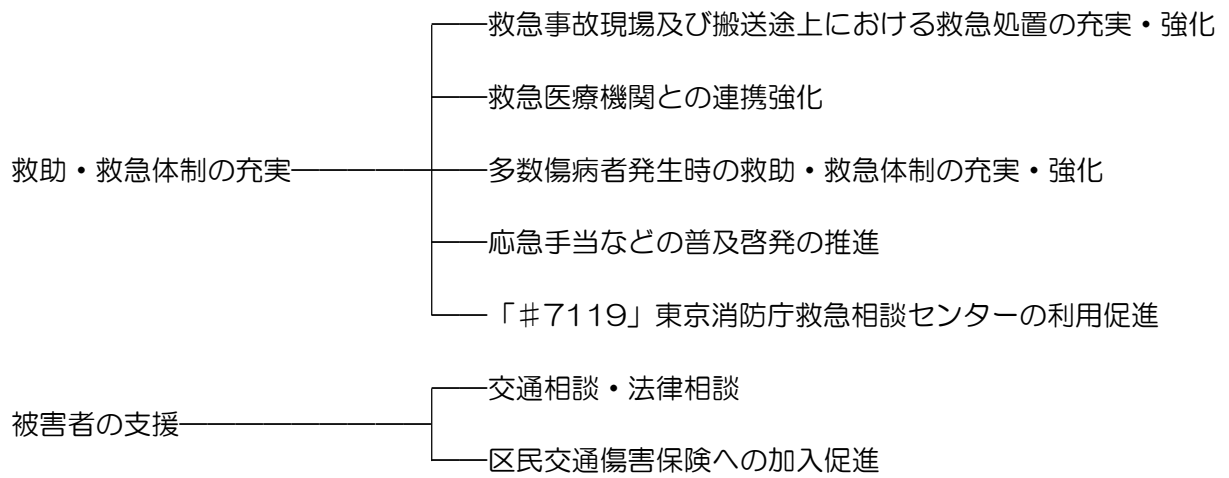
・駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施状況

(令和7年度)

	実 施 日	実施駅	撤去台数	参加人員	備 考
第1回	5月8日～11日	十条駅	58	37	区主体で実施
	5月14日～18日	田端駅	14	25	
	5月21日～25日	赤羽駅	94	104	
	5月28日～6月1日	王子駅	51	58	
第2回	10月2日～5日	十条駅	18	39	東京都主体で実施
	10月9日～12日	駒込駅	20	13	
	10月16日～19日	田端駅	16	25	
	10月23日～26日	赤羽駅	35	27	
	10月30日～11月2日	王子駅	92	66	
第3回	1月14日～18日	赤羽駅	101	88	区主体で実施
	1月21日～25日	王子駅	82	84	
	計		581	566	

第4章 救助・救急体制の整備と被害者の支援

〔施策の体系〕



第4章 救助・救急体制の整備と被害者の支援

1 救助・救急体制の充実（消防署）

●救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実・強化

令和7年中の北区内消防署の救急隊出場状況（速報値）

区 分	交通事故	急 病	一般負傷	そ の 他	総出場回数
王子消防署 (王子・十条救急隊)	263	5,013	1,264	624	7,164
赤羽消防署 (赤羽・赤羽台・西が丘・志茂救急隊)	638	9,853	2,632	1,506	14,629
滝野川消防署 (滝野川・三軒家・田端救急隊)	378	6,988	1,885	777	10,028
合 計	1,279	21,854	5,781	2,907	31,821

※ その他：火災、運動競技、労働災害、自損、加害などを表す。

●応急手当などの普及啓発の推進

救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人が早期に適切な応急救護処置が実施できるように区民などに対して町会・自治会の防災訓練、事業所の自衛消防訓練の際に応急手当の知識・技術の普及を継続して実施していきます。

また、「公益財団法人 東京防災救急協会」と連携して救命講習の受講促進を図っていきます。

これらの救命講習などの普及拡大を図り、事業所だけでなく商店街、町会、自治会などにおいても実効性のある応急救護体制を構築し、自主救護能力を高める必要があります。

このことから、これまでの応急手当奨励制度を拡充し、一定の要件を満たした事業所など及び団体に対し、東京消防庁ホームページでの公表及び優良証、優良マークの交付を行うことにより都民の救命講習に対する積極的な取り組みを奨励します。

○ 応急手当など普及啓発活動数（救命講習など）（令和7年中）

区 分	事業所	学 校	町会・自治会	その他	合 計
王 子 消 防 署	93	39	8	14	154
赤 羽 消 防 署	30	14	23	45	112
滝野川消防署	53	43	1	36	133
合 計	176	96	32	95	399

2 被害者の支援

●交通相談・法律相談（広聴担当課区民相談室）

交通事故に関する問題は、原則、被害者や加害者などの当事者間で解決すべきです。しかし、交通事故処理の手続きが煩雑である、法律に関する知識が不足しているなどにより、問題解決までに多くの時間や費用を要することがあります。また、加害者の賠償能力が乏しいなどにより、トラブルとなることもあります。

そこで、区では、交通事故当事者間の問題解決を補完するため、区民相談室に「交通相談」及び「法律相談」を設けています。

「交通相談」では、交通相談専門員が、示談方法・損害賠償額の算定・保険金の請求手続きなど交通事故全般について相談に応じています。また、「法律相談」では、弁護士が、法的解決策全般について相談に応じています。

ア 交通相談

日 時：金曜日（祝日を除く） 午後 1 時から 4 時まで

イ 法律相談

日 時：月・水・金曜日（祝日を除く） 午後 1 時から 3 時 30 分まで

電話・オンライン相談は月・水曜日

場 所：区役所（第一庁舎）3階 広聴担当課区民相談室 03-3908-1101

○ 交通相談における相談内容と件数

区 分	令和 6 年度実績	令和 7 年度実績
示 談 方 法	2 件	1 件
自賠償保険関係	2 件	0 件
後 遺 症 関 係	1 件	0 件
慰 謝 料 関 係	1 件	1 件
損 害 賠 償	10 件	5 件
そ の 他	23 件	9 件
計	39 件	16 件

○ 交通相談における相談者の内訳

区 分	令和 6 年度実績	令和 7 年度実績
被 害 者	27 件	13 件
加 害 者	11 件	3 件
そ の 他	1 件	0 件
計	39 件	16 件

第4章 救助・救急体制の整備と被害者の支援

●区民交通傷害保険への加入促進（地域振興課）

交通事故に備えた「区民交通傷害保険」への加入促進に努めます。

この事業は、区民が一定の保険料を負担することにより、万一、交通事故に遭った場合に、被害の程度に応じて保険金をお支払いする制度で、北区が保険加入の受付業務を行っています。

〔事業の内容〕

ア 加入できる方

補償開始日時点で、北区に住所のある方

イ 申込方法（申込用紙は各窓口に設置）

①区の定める金融機関・郵便局（現金払い）

期間：令和8年2月2日から3月31日まで（申込用紙は区内金融機関・郵便局窓口に設置）

②WEB申込み（クレジットカード又はPay Pay決済）

期間：令和8年2月1日から翌年の1月31日まで

ウ 対象となる交通事故

自動車・電車・船舶・飛行機などの運行による交通人身事故

※ 自転車賠償責任プランは自転車使用などの賠償事故も対象

エ 保険期間

令和8年4月1日から翌年の3月31日まで

※4月1日以降に申し込んだ場合は申込みの翌月1日から翌年3月31日まで

オ 保険金額

交通事故における被害の程度に応じて支払われます。

カ コースの種類と保険料（J：自転車賠償責任プラン）

コース	A	B	C	XJ	AJ	BJ	CJ
年間保険料	1,200円	2,000円	3,300円	1,500円	2,200円	3,000円	4,300円
交通傷害 （最高保険金額）	150万円	350万円	600万円	35万円	150万円	350万円	600万円
被害事故補償 （最高保険金額）	600万円						
自転車賠償 （最高賠償金額）				1億円			

＜付属資料＞

北区における推進体制

- (1) 東京都北区交通安全協議会（「東京都北区交通安全協議会規約」昭和39年9月3日）

交通事故のない住みよい区を築くため、区並びに関係行政機関・団体が協力体制を確立し、効果的な区民運動を推進していくことが必要です。北区では、このような社会的要請に基づき昭和39年に設置しています。

ア 協議事項

- ① 交通安全に関する広報
- ② 交通安全に関する教育施設
- ③ 交通安全に関する調査研究
- ④ その他、本会において必要と認める事項

イ 組 織

会長、委員 36 名、幹事 8 名

- (2) 東京都北区交通安全協議会高齢者部会（「東京都北区交通安全協議会高齢者部会設置要綱」平成19年6月20日）

高齢社会に移行する中、増加する高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題となっています。

このような社会的要請に基づき、高齢者の交通事故防止のための施策に関する調査及び活動を行うため、東京都北区交通安全協議会の専門部会として平成19年に設置しました。

ア 協議事項

- ① 高齢者の交通安全に関する広報
- ② 高齢者の交通安全に関する教育施設
- ③ 高齢者の交通安全に関する調査研究
- ④ その他、本部会において必要と認める事項

イ 組 織

会長、会員 19 名

- (3) 東京都北区交通安全対策本部（「東京都北区交通安全対策本部設置要綱」昭和43年3月13日）

北区が行う交通安全対策の一元化を図るため、関係部課による交通安全対策本部を設置しています。

ア 協議事項

- ① 交通安全施設の整備計画に関すること
- ② 交通安全運動の推進に関すること
- ③ 交通事故による被害者対策に関すること
- ④ その他、交通安全対策の総合的企画と調整に関すること

イ 組 織

本部長、本部員 28 名

<付属資料>

(4) 東京都北区交通安全計画について

北区ではこれまで、東京都北区交通安全計画に基づき東京都北区交通安全実施計画を毎年度定め、区および関係行政機関が取り組むべき施策について具体化してきました。

しかし、東京都北区交通安全計画と東京都北区交通安全実施計画とでは、記載内容の重複が多く、また、令和5年6月の交通安全対策基本法一部改正により、交通安全実施計画の作成が努力義務規定から「できる」規定に改正されました。

以上を踏まえ、第12次交通安全基本計画の作成に合わせて、令和8年度より東京都北区交通安全実施計画に代え東京都北区交通安全実績報告書を作成します。

民間における推進体制

(1) 交通安全協会

交通安全に係る民間組織として、区内の三警察署ごとに三協会がそれぞれの目的で組織されています。また、それぞれの会則に従い多彩な事業を展開しています。

ア 事業概要

- ① 春・秋交通安全運動や交通安全行事
- ② 安全教育（各種講習会）
- ③ 各部会活動（安全運転管理者、トラック、女性、青年、交通少年団、高齢者部会など）
- ④ 支部への助成（町会・自治会活動）
- ⑤ 各種表彰

イ 会員数 （令和8年3月31日現在）

区 分	交通安全協会			計
	滝野川	王 子	赤 羽	
会員数	284 名	294 名	152 名	730 名

ウ 区補助金

区 分	交通安全協会			計
	滝野川	王 子	赤 羽	
7年度補助額	1,082 千円	1,082 千円	1,082 千円	3,246 千円
8年度予定額	1,082 千円	1,082 千円	1,082 千円	3,246 千円

(2) 違法駐車等防止連絡会

北区、警察、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会及びその他の地域関係者をもって構成しています。

連絡会は、年2回の全体会を開催しています。月1回以上重点地域において、合同で広報活動などを実施しています。

○ 各地区構成会員数 （令和8年3月31日現在）

地区名	町会・自治会	商店会	地域活動推進 委員協議会	安全協会	団体数
滝野川	4	4	1（14名）	1	10 団体
王 子	9	4	1（18名）	1	22 団体
十 条	4	3	1（17名）	1	17 団体
赤 羽	6	9	1（17名）	1	17 団体
合 計	23	20	3（49名）	3	49 団体
警 察	滝野川・王子・赤羽警察署				3 警察署
北 区	都市整備部 交通事業担当課				1 区役所

○ 交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日）

＜交通安全対策基本法 抜粋＞

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

○ 条例・宣言一覧

東京都北区交通安全協議会規約	昭和 39 年 9 月 3 日
東京都北区交通安全対策本部設置要綱	昭和 43 年 4 月 1 日
東京都北区自転車の放置防止に関する条例	昭和 58 年 12 月 12 日
東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則	昭和 59 年 3 月 31 日
東京都北区自転車等駐車場条例	昭和 61 年 3 月 12 日
東京都北区自転車等駐車場条例施行規則	昭和 61 年 3 月 12 日
東京都北区違法駐車等の防止に関する条例	平成 6 年 1 月 1 日
東京都北区違法駐車等の防止に関する条例施行規則	平成 6 年 1 月 1 日
東京都北区違法駐車等対策実施要綱	平成 6 年 4 月 1 日
北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱	平成 7 年 4 月 1 日
東京都北区交通安全協会補助金交付要綱	平成 9 年 6 月 1 日
北区交通安全運動実施要領	春・秋

○ 交通事故の状況

1 全国の交通事故

交通事故発生件数及び死傷者数

区 分	発生件数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
平成 28 年	499,201	3,904	618,853	622,757
平成 29 年	472,165	3,694	580,847	584,541
平成 30 年	430,601	3,532	525,846	529,378
令和元年	381,237	3,215	461,775	464,990
令和 2 年	309,178	2,839	369,476	372,315
令和 3 年	305,196	2,636	362,131	364,767
令和 4 年	300,839	2,610	356,601	359,211
令和 5 年	307,930	2,678	365,595	368,273
令和 6 年	290,895	2,663	344,395	347,058
令和 7 年	287,236	2,547	338,294	340,841

「令和 7 年中の交通事故死者数について」（警察庁交通局交通企画課）より

2 都内の交通事故

交通事故発生件数及び死傷者数

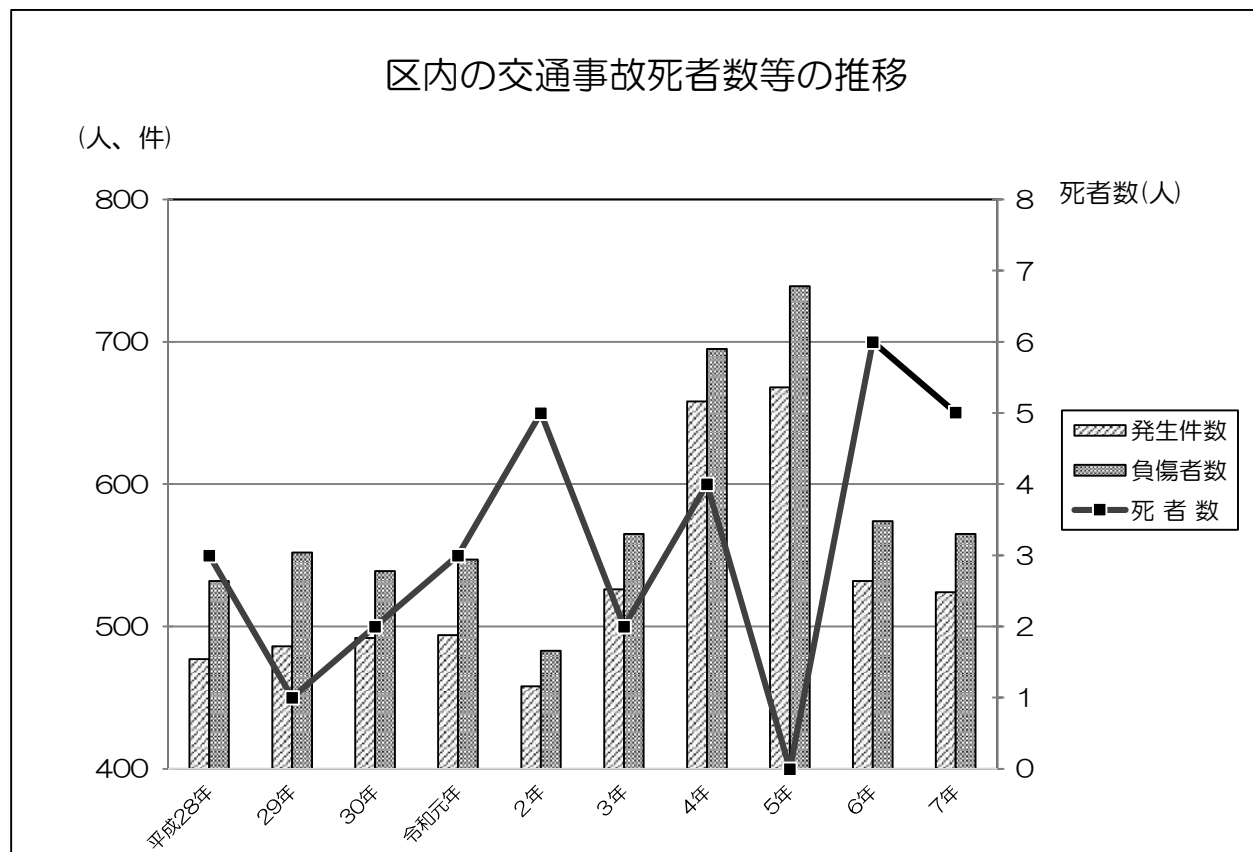
区 分	発生件数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
平成 28 年	32,412	159	37,828	37,987
平成 29 年	32,763	164	37,994	38,158
平成 30 年	32,590	143	37,443	37,586
令和元年	30,467	133	34,777	34,910
令和 2 年	25,642	155	28,888	29,043
令和 3 年	27,598	133	30,836	30,969
令和 4 年	30,170	132	33,429	33,561
令和 5 年	31,385	136	34,870	35,006
令和 6 年	30,103	146	33,251	33,397
令和 7 年	30,176	134	33,401	33,535

「令和 7 年 東京の交通事故」（警視庁交通部）より

3 北区内の交通事故

(1) 交通事故発生件数及び死傷者数

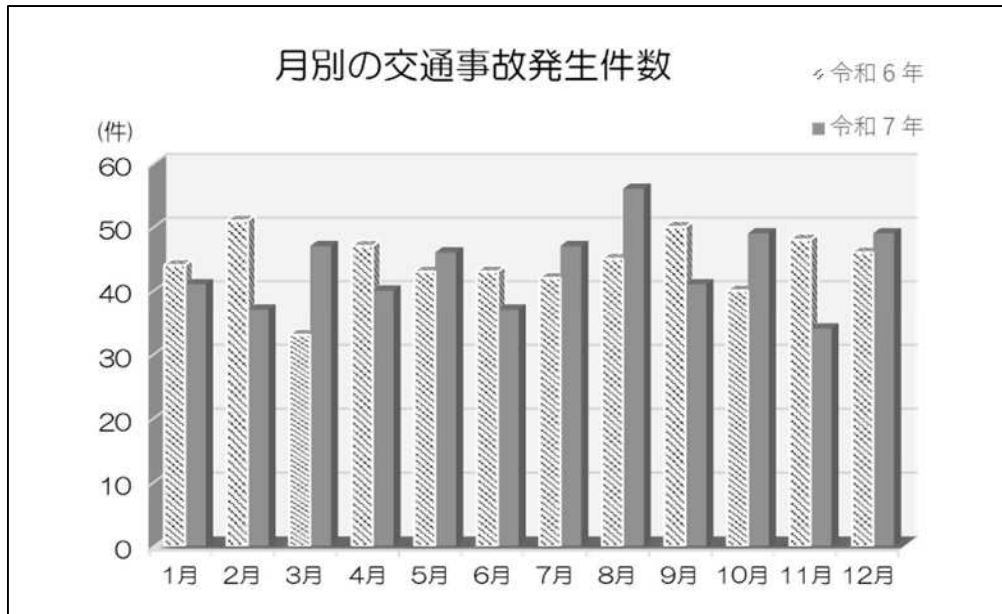
区 分	発生件数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
平成 28 年	477	3	532	535
平成 29 年	486	1	552	553
平成 30 年	492	2	539	541
令和元年	494	3	547	550
令和2年	458	5	483	488
令和3年	526	2	565	567
令和4年	658	4	695	699
令和5年	668	0	739	739
令和6年	532	6	574	580
令和7年	524	5	565	570



(2) 月別、時間別の交通事故発生状況

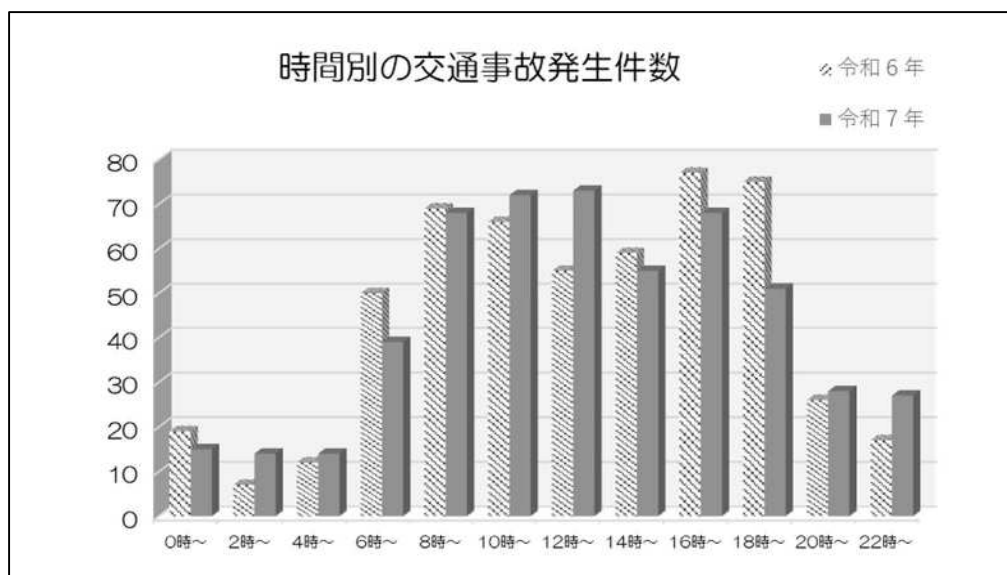
①月別の発生件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和6年	44	51	33	47	43	43	42	45	50	40	48	46	532
令和7年	41	37	47	40	46	37	47	56	41	49	34	49	524
増減	-3	-14	14	-7	3	-6	5	11	-9	9	-14	3	-8



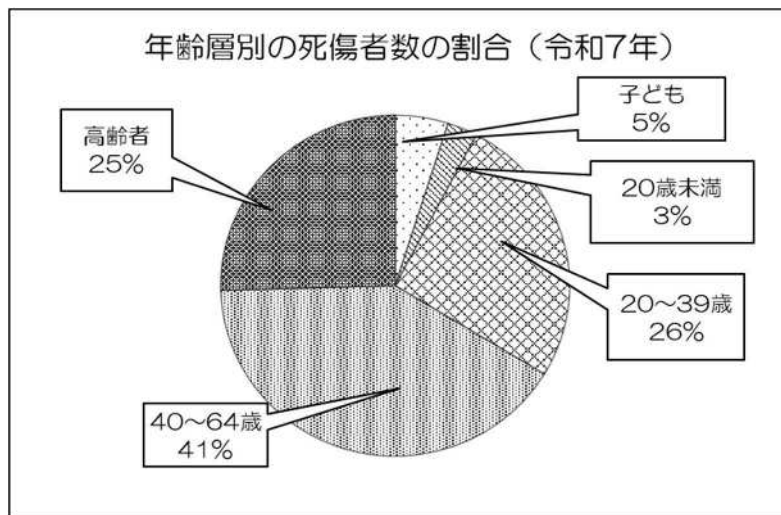
②時間別の発生件数

	0時 ～ 2時	2時 ～ 4時	4時 ～ 6時	6時 ～ 8時	8時 ～ 10時	10時 ～ 12時	12時 ～ 14時	14時 ～ 16時	16時 ～ 18時	18時 ～ 20時	20時 ～ 22時	22時 ～ 24時	合計
令和6年	19	7	12	50	69	66	55	59	77	75	26	17	532
令和7年	15	14	14	39	68	72	73	55	68	51	28	27	524
増減	-4	7	2	-11	-1	6	18	-4	-9	-24	2	10	-8



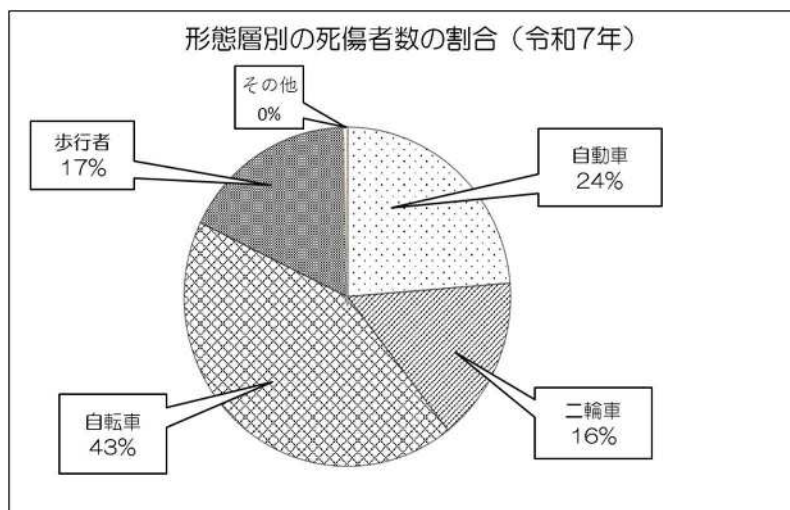
(3) 年齢層別の死傷者数

		子 ども				20 歳未満 (子どもを除く)		成 年							高齢者	合 計
		幼 児	小 学 生	中 学 生	小 計	高 校 生	左記 を除 く 20 歳未 満	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	小 計	65 歳 以 上	
6 年	死者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	5	1	6
	負傷者	6	21	7	34	13	14	26	47	83	81	108	37	382	131	574
7 年	死者	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	2	1	5
	負傷者	7	16	5	28	9	5	47	37	64	85	108	38	379	144	565
増 減	死者	0	0	0	0	1	1	0	-1	0	1	-4	1	-3	0	-1
	負傷者	1	-5	-2	-6	-9	21	-10	-19	4	0	1	-4	-3	13	-9



(4) 形態別の死傷者数

	自動車	二輪	自転車	歩行者	その他	合計
令和 6 年	148	96	238	98	0	580
令和 7 年	136	90	242	100	2	570
増減	-12	-6	4	2	2	-10



○北区内の交通死亡事故発生状況

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

発生日時		死亡者	性別	発生場所	事 故 状 況
①	3月26日(水) 午後3時32分頃	77歳	女性	上十条3-29 (トレセン通り)	第1当事者は、軽二輪を運転し、都道455号線(トレセン通り)を環七方向から十条駅方向に進行中、左記日時場所において左方から横断を開始した第2当事者(歩行者)と衝突したものの。
②	5月22日(木) 午後9時30分頃	16歳	男性	志茂3-46 (北本通り)	第1当事者は、軽四貨物を運転し、北本通り下りを赤羽署方向から進行し、左記番地交差点を右折しようとしたところ、志茂駅方向から赤羽署方向へ直進進行中の自動二輪の第2当事者と衝突したものの。
③	5月31日(土) 午前2時30分頃	64歳	男性	赤羽北2-24 (環状8号線)	第1当事者は自動車を運転し環八内回りを進行、左記番地交差点を右折し、浮間方向へ進行しようとしたところ、板橋方向から環八外回りを直進してきた原付の第2当事者と衝突したものの。
④	6月1日(日) 午前3時30分頃	16歳	男性	志茂4丁目	第1当事者は、第二種原付を運転し荒川土手を走行中のところ、路外逸脱し、土手上から土手下に転落したものの。
⑤	9月7日(日) 午前4時03分頃	29歳	男性	東十条5-4 (環状7号線)	第1当事者は、成立学園通りを赤羽から王子方向へ進行中、環七平和橋交差点において右方から進行してきた第2当事者と衝突したものの。